第四条第一項第一号	合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（次号において「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
第四条第一項第一号イ(1)	係る	係る一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る
第四条第一項第一号イ(2)から(5)まで	係る	係る一般被保険者に係る
第四条第一項第一号イ(6)から(11)まで	おける	おける一般被保険者に係る
第四条第一項第一号ハ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第二号イ	の納付に要した費用の額	（以下この号において「後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第四条第一項第二号ロ(2)及び第三号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額

第四条第一項第一号	療養の	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る療養の
	同期間の請求に係る	同期間の請求に係る一般被保険者に係る
	における	における一般被保険者に係る
	合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（次号において「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第二号	の納付に要した費用の額	（以下この号において「後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第三号	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額